

介保第 1 号  
令和 8 年 4 月 1 日

各市町村長  
一部事務組合管理者  
関係法人理事長 } 殿

奈良県福祉保険部介護保険課長

老人福祉施設の施設整備費補助金交付要綱の改正について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進について、ご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記について、別紙のとおり改正し、令和8年度の補助金から適用することとしたので通知します。

〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県介護保険課 介護計画係  
TEL : 0570-009006  
Mail : choju@office.pref.nara.lg.jp

## 老人福祉施設の施設整備費補助金交付要綱改正の概要

- 1 趣旨  
整備区分の追加及び廃止、対象施設及び整備区分ごとの単価を要綱内に明文化
  
- 2 内容
  - (1) 整備区分「大規模修繕」を追加
  - (2) 整備区分「老朽民間社会福祉施設整備」、「改修」及び「その他改修」を廃止
  - (3) 所要の文言追加及び修正
  - (4) 消費税等仕入控除税額の取り扱いを追加
  
- 3 施行日  
令和8年4月1日